

平成28年度第2回群馬県景観審議会の概要

- 1 開催日時 平成29年2月20日（月）午前10時30分～12時00分
- 2 場 所 群馬県庁第1特別会議室（29階）
- 3 出席委員 小林享、友岡邦之、植木茶織、野村城弘、関戸明子、岩崎比奈子、
小林則子、高橋幸一郎
- 4 欠席委員 高橋綾
- 5 事務局出席者 （都市計画課）山口課長、林室長、木村係長
大平副主幹、齋藤主任
- 6 報 告
 - （1）群馬県屋外広告物条例の一部改正について
 - （2）屋外広告業者の違反行為に対する監督処分の基準の策定について
- 7 議 事
 - （1）群馬県屋外広告物条例施行規則の一部改正案について
 - （2）群馬県屋外広告物条例施行規則改正の今後の予定について
 - （3）その他
- 8 議事概要 別紙のとおり

平成28年度第2回群馬県景観審議会 議事概要

1. 報告

(1) 群馬県屋外広告物条例の一部改正について

(2) 屋外広告業者の違反行為に対する監督処分の基準の策定について

※(1)(2)まとめて報告

○ 屋外広告物条例が施行されている市町村としていない市町村あるが、同時に施行できないのはなぜか。

→ 中核市である前橋市や高崎市は、中核市であるということで、当然条例を施行することになる。それ以外の市町村については、あくまでそれぞれの市町村の判断でやることとなる。条例を制定するには、景観行政の入口となる景観計画の策定のコストがかかることはもちろん、人員の配置も必要になってくることから、市町村としても簡単には導入に踏み切れないという事情がある。

県内市町村が景観行政団体になって景観行政を実施してくれるよう、現在も景観講演会など啓発のための事業も実施しているが、このような取り組みを今後も続けていきたい。

○ 上信自動車道景観誘導地域を考える上で、上信自動車道が通る渋川市と東吾妻町は景観行政団体にもなっていないが、どのように考えているのか。

→ 渋川市、東吾妻町は屋外広告物条例がないということで、県の屋外広告物条例の範囲内である。逆にそのことによって、今回の条例改正で、上信自動車道の良好な景観形成に係る対策について統一的な対応をとることができる。仮に今後、条例が制定された場合には、その新しい条例においてもその基準を引き継いでいただくことを考えている。

○ 今回の条例改正について、地元への周知はできているのか。

→ 関係市町村については、検討部会での説明に加え、全市町村を訪問して説明をさせていただいている。渋川市については、特に、上信自動車道沿線の自治会長、商工会、伊香保の観光協会などに対して地元説明会を実施している。

○ 景観行政団体に移行するかどうかについては、市長など行政のトップが意識を持っているかが大きい要因になっていると感じる。議会を含めて、それぞれの町村会また市長会へも働きかけしていかないと、移行に時間がかかると思われる。

→ 担当者のレベルでお願いをするのではなく、課長もしくは部長といったレベルに、直接景観行政団体の意義を説明させていただいている。今後、さらに町村会などに対して、そういった取り組みをしていくことを検討していきたい。

7 議事

(1) 群馬県屋外広告物条例施行規則の一部改正案について

- 景観行政団体ではない渋川市、東吾妻町の景観行政に近い担当部署は、今回の条例改正を認識しているのか。
- 2年近くかけて、関係市町村とは何回も検討を重ねて案を作らせていただいております、当然承知していただいている。

- 屋外広告物条例を各市町村が施行していくと、それぞれの市町村毎の取り扱いになってしまう。広域的な協議をするような仕組みを作っていく必要があるのではないかと。
- 今後、広域的な取り組みを実施していく中で、屋外広告物条例を施行している市町村との調整が課題となることは認識している。屋外広告物条例を施行している市町村との協議に関しては、現在も開催している屋外広告物協議会を活用していくことを考えている。

- 展望できない地域というのは、ケースにより詳細な規定を設ける予定があるか。
- 高速道路沿線の禁止地域についても、展望できない地域は除くという規定がある。詳細に色塗りなどして規定している訳でなく、申請者から提出される高速道路から展望できないことを証明できるような写真などで確認している。景観誘導地域もこのようなやり方を考えている。

- 草津温泉の場合、草津町で景観条例が策定されているが、「温泉情緒があつていいな」ということがお客様アンケートの結果から伺われる。観光の観点からみると、観光地が景観に対する意識を高めていただきたいと思います。
- まだ景観行政団体に移行していない地域でも、いろいろな観光資源が豊富な地域があるので、引き続きしっかり働きかけを続けていきたい。

- 現在、観光協会ではDMOを組織している。DMOでは重要業績評価指標というものを設けるが、その中で何を目標・指標にするかというところで、景観の指標を採用するよう是非働きかけてほしい。
- 御指摘の件について、観光部局と相談していきたい。

(2) 群馬県屋外広告物条例施行規則改正の今後の予定について

- 集合看板の規定を含めて4月1日に条例と規則が施行となるのか。
- 今回の改正では、集合看板に係る規定は設けない。結果としてはアクセス道路については、案内誘導広告も、集合看板も立てられない状況となる。

- ハッ場バイパスは通るたびに、どんどん景観が変わっている。設置基準はこれから設置しようというのに対してコントロールするという意味では、非常に重要だと思うので、精力的に進めていただきたい。